

山口線利用促進事業補助金 実施要領

1. 趣旨

この補助金は、山口線利用促進協議会が JR 山口線の利用促進を図るため、協議会を構成する市町に所在する団体等が山口線を利用して実施する遠足等に係る運賃等の一部を助成するものです。

2. 補助対象者

- (1) 山口市、津和野町、吉賀町、益田市に所在する幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学
- (2) 山口市、津和野町、吉賀町、益田市に所在する団体であって、主に園児、児童、生徒及び学生で構成される団体又はグループ。ただし、一家族での利用は対象としない。
例) 伝統芸能クラブ、スポーツクラブ、子ども会、学生サークル・グループなど
- (3) その他当協議会が認める団体又は個人

3. 補助対象となる事業内容

学校等が行う遠足、社会見学、観光・研修、文化・スポーツ交流事業、修学旅行等の活動のうち、3人以上が参加し、山口線を利用するものが対象となります。なお、活動の引率者については、参加者として取り扱うこととします。

4. 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

①乗車区間の特急料金を含む運賃（山口線の区間に限る。）。ただし、引率者の公費による出張は補助対象外とします。

②①の経費の他、出発地又は目的地から最寄り駅までの移動に必要な路線バス、貸切バス、タクシー等の移動手段に係る経費についても補助対象経費とします。ただし、益田駅及び新山口駅から先の他鉄道路線の利用は対象外とします。また、貸切バスとタクシーの利用については、その必要性や代替方法がないかなどを検証のうえ判断させていただきます。

判定は往路、復路それぞれで判定するものとしますので、往路のみ該当ということもあります。

まずは、御相談ください。

③他の補助金等の交付を受ける場合は、①②の運賃及び経費に係る他の補助金等を除いた額を補助対象とします。

(2) 補助金額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。なお、交付額に10円未満の端数が生じた場合、切り捨てとします。

例) 益田市から山口市へ遠足(益田駅 - 山口駅間の往復)

大人2名、こども(小学生)8名の場合

○運賃 3,040円(おとな)×2名=6,080円

1,520円(こども)×8名=12,160円

○運賃合計 6,080円+12,160円=18,240円

○補助額 18,240円×1/2=9,120円(10円未満切り捨て)

ただし、特急料金については、指定席料金を含め一人当たり片道1,730円を補助対象経費の上限とし、②に関する経費については、100,000円を補助対象経費の上限とします。

5. 補助対象乗車期間

令和7年4月1日～令和8年3月15日まで

6. 補助金申請フロー

(1) 補助金交付申請の提出

事業を実施する前日までに、当補助金交付要綱に定める補助金交付申請書(様式第1号)を申請者が所在する自治体の以下の窓口へ提出してください。申請内容を審査後に結果を通知します。

山口市：山口市交通政策課

津和野町：津和野町つわの暮らし推進課

吉賀町：吉賀町企画課

益田市：益田市観光交流課

(2) 実績報告書及び請求書の提出

事業が完了後、当補助金交付要綱に定める補助金実績報告書兼請求書(様式第3号)及び添付書類を提出してください。

7. その他

- ・補助金申請に必要な申請書類等は、ホームページに掲載します。
- ・申請事業については、必要に応じ、別途聞き取りや追加資料の提出を依頼する場合があります。

8. お問い合わせ先

山口市都市整備部交通政策課(山口線利用促進協議会事務局)

TEL：083-934-2729 FAX：083-934-2654

Mail：kotsu@city.yamaguchi.lg.jp

※各自治体窓口(上記6(1))へのお問い合わせも可